

令和2年度 新潟市路上工事抑制カレンダー

令和2年5月作成

新潟市が行う道路工事及び道路占用工事等のうち、**車線規制を伴う路上工事を抑制することにより**、交通への影響を最小限に抑え、道路交通の安全と円滑化を図ります。（※但し、抑制日であっても緊急を要する場合やその他理由により工事を実施することがあります。）

2020年4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

2020年5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2020年6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

2020年7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2020年8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2020年9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

2020年10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2020年11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

2020年12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

2021年3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

凡例	抑制時期	対象路線
赤字	日曜日、祝日	市内の一般国道(7号、8号、49号、116号は除く)、県道、幹線市道
	大型連休 (GW:4月25日～5月10日、お盆:8月11日～8月16日)	市内の一般国道(7号、8号、49号、116号は除く)、県道、幹線市道
	冬期規制期間 (12月15日～2月末日)	市内の一般国道(7号、8号、49号、116号は除く)、県道、幹線市道 ※路面掘削を伴う路上工事については、車線規制を伴わないものも対象となります。なお、年末年始(12月23日から1月4日)・日曜・祝日・第2及び第4土曜の工事は行いません。

凡例	抑制時期	対象路線
	大学入試センター試験実施日 (1月16日、1月17日)(注)	市内の一般国道(7号、8号、49号、116号は除く)、県道、市道 ※工事は行いません。
	公立高等学校入学検査実施日 (3月4日、3月5日)(注)	市内の一般国道(7号、8号、49号、116号は除く)、県道、市道

(注)路上工事による通行規制が受験者の通行に重大な支障を及ぼす恐れがないと考えられる場合は、所管する区役所の判断により工事を実施する場合があります。

※ 幹線市道とは、1級市道、2級市道及び各区役所建設課が指定する市道を指します。